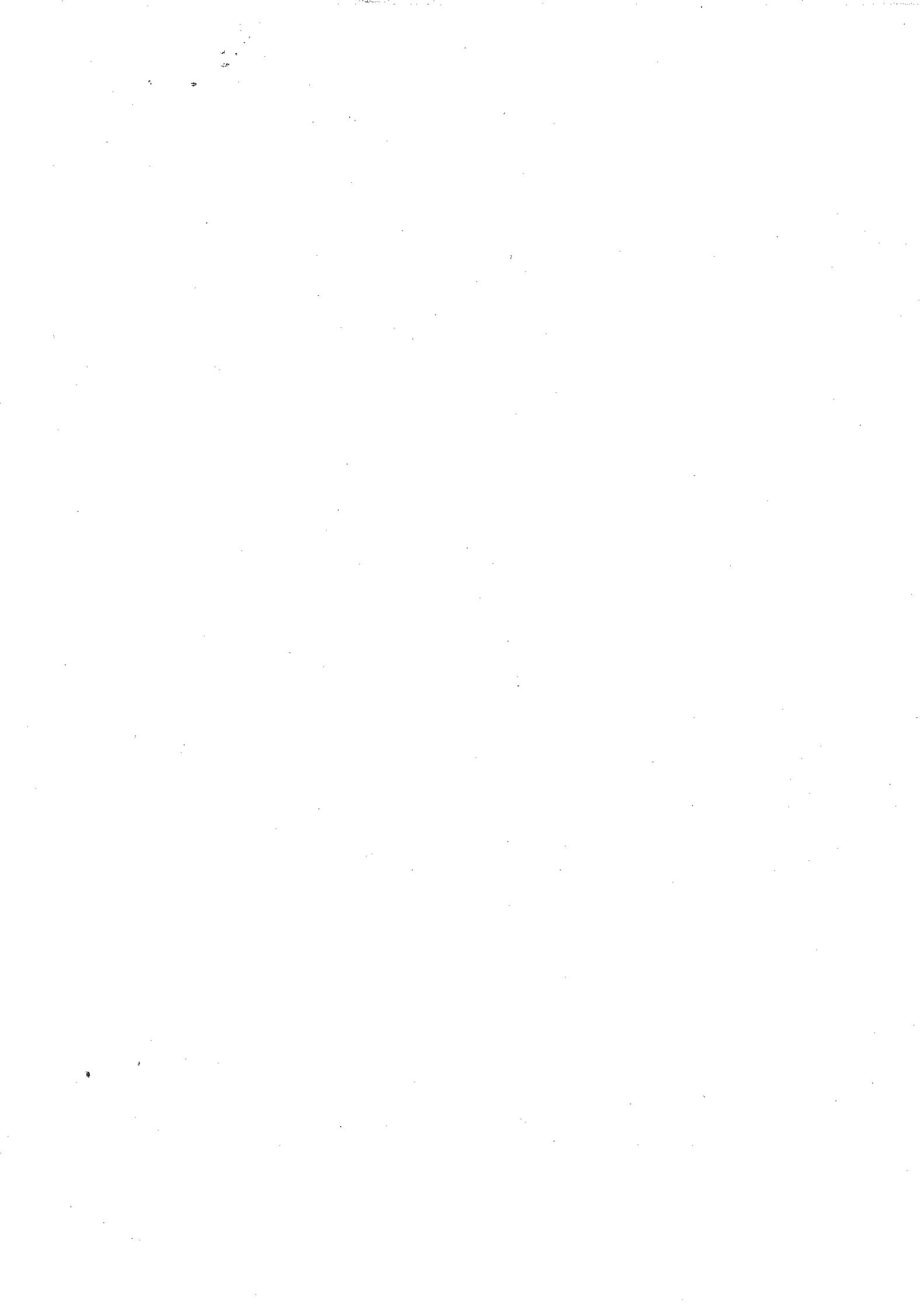


(様式第2号)

会議録

令和3年3月25日作成

会議の名称	第19回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	令和2年7月13日(月) 午後3時30分から午後4時07分		
会議の開催場所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	5名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		



第19回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年7月13日(月) 午後3時30分～午後4時07分

2. 場 所 島本町役場3階 委員会室

3. 議事日程

【審議】

- ①農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
- ②農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除の届出について
- ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- ④農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- ⑤農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- ⑥農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- ⑦農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- ⑧農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- ⑨農家意向アンケートの結果について

4. 出席者

(委員)

会長 大西 義雄	会長代理 浅田 泰男	委員 粟辻 喜久雄
委員 井上 謙一	委員 種田 悟	委員 柏原 縁
委員 川村 優一	委員 木村 修	委員 清水 正純
委員 高山 一郎	委員 田中 幸造	委員 中村 清司
委員 西田 尚弘	委員 藤原 弘	

(事務局)

局長 名越 誠治	次長 佐藤 成一	課長 馬場田 耕平
担当 西崎 大樹	担当 大森 隆雄	

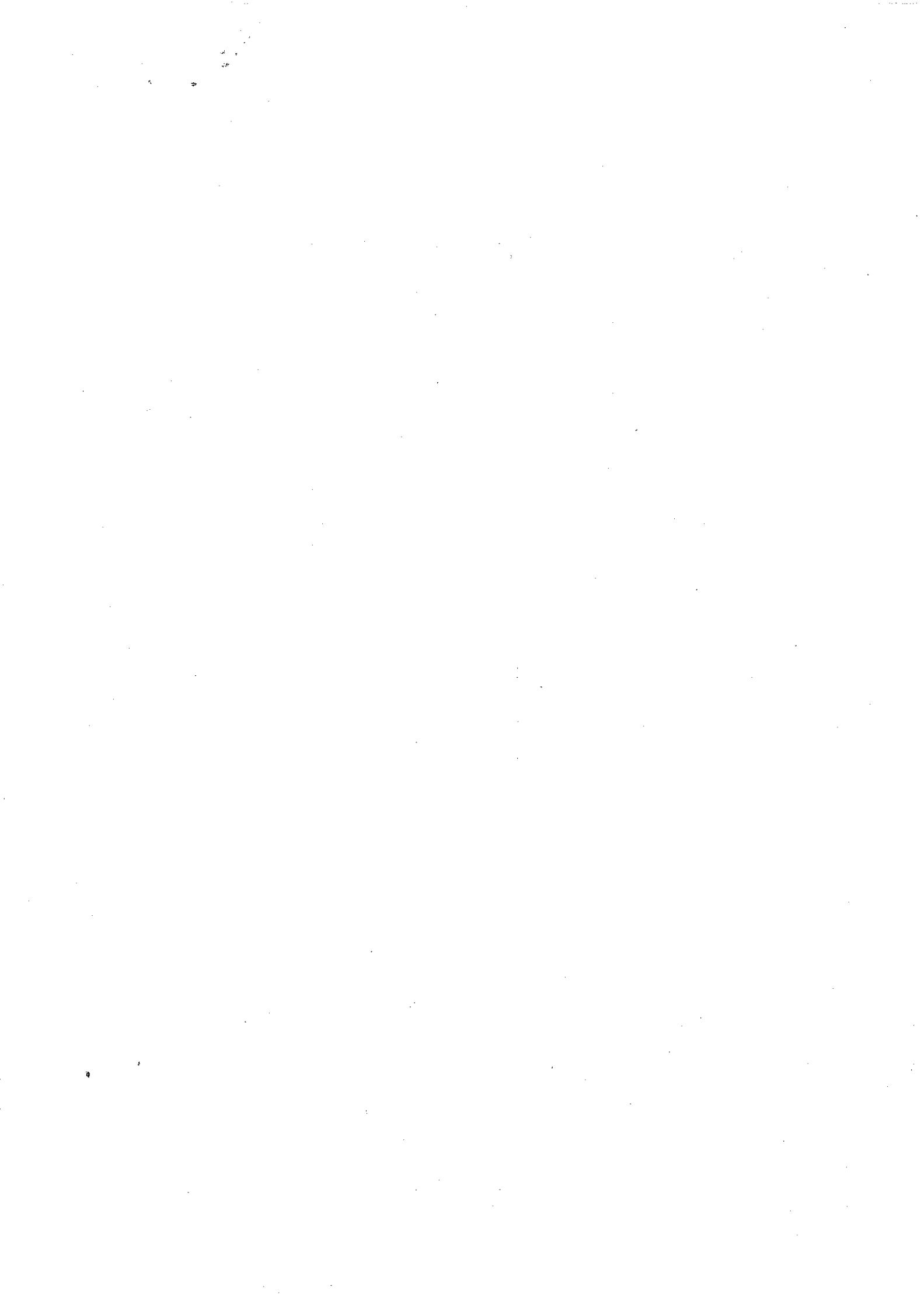
5. 欠席者 0名

6. 傍聴人 5名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 中村 清司

署名委員 藤原 弘



令和2年度 第19回 島本町農業委員会議事録

事務局	<p>それでは、ただいまから第19回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、大西会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>Withコロナということで、会議もこのようにソーシャルディスタンスをとつて進めていくわけなんですけども。昨日、今日からはまた東京のほうで、大阪のほうもちょっとクラスター関係の感染が発生してるというふうに報道されてますので、皆さん方も気をつけていただいて、日常をお過ごし願いたいと思いますけども。天気のほうは、7月3日から雨が降りまして、昨日はちょっとましだったんですけど、ずっとこれ今まで雨が降り続いてます。まだ、これ今週いっぱい降るのではないかと言われてまして、我々が住んでいる島本町のほうでは今のところ、被害も出ずにいいんですけども。九州をはじめ長野県、あるいは東北のほうでは、かなり被害が出ております。ということで、島本町の場合も、ハザードマップを見ると、万が一淀川が増えたり水無瀬川が増えると、水無瀬駅周辺、あの辺大体2mですね、つかるということになっています。農協の辺で50cmから1mぐらいつかると。JRを越えたら心配ないんですけどね。これぐらい、つかるということなんで、非常に心配な部分です。山河の地ではありますけども、本当に安全に暮らすと、山を背負われてそして水も心配やといったら、1万人島本では住めません。これは、私の計算ではなっていますけど、ほとんどは、つかりますわ。そういうことがありますので、これ人ごとではなしに、いつどういうことになるか分かりませんので、警報が出てきたら自分の身は自分で守るということが大事ですので、もう逃げるしか。自然と逆らっても仕方ないですわ。もう、逃げるということでお徹してもらうということも家族でお話しながらやってもらったら、ということは大事かなと思っています。今のところ、農地のほうも被害が出ているということは聞いていませんので、このように収まるごとを願うばかりでございます。</p> <p>ということで、第19回農業委員会を始める冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日は、任期満了前の最後の農業委員会でございますので、町長が出席しております。それでは、山田町長より御挨拶をお願いいたします。</p>
町長	<p>皆さん、こんにちは。ただいま紹介をいただきました、町長の山田でござ</p>

	<p>ざいます。</p> <p>第19回島本町農業委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>今、大西会長からありましたように、本当に災害の怖さというのは、なって起きないと皆さんなかなか実感が湧かないもので。避難所に避難してくださいと言いましても、なかなか避難してくれない方が多いんですけれども。ただ、今年に関してはコロナの影響もありまして、避難所のほうもできるだけソーシャルディスタンスということで、できるだけ皆さんハザードマップ等も見ながら、御自宅で垂直避難できる方については御自宅でとどまつていただいて、本当にどうしようもないという方に関しては避難してくださいというような、そんな状況になっておりますので。皆さんは、恐らくハザードマップとかも十分にご覧になっているかと思うんですけども、もし周りで余り意識がないなという方がいらっしゃれば、ぜひお話を来ていただければなと思っております。</p> <p>さて、先ほど紹介されましたように、本日、任期中最後の農業委員会でございます。この3年間、私自身も農地の大切さというものは、改めて実感をしておりましたし、また一方で本町におきましては、JR島本駅西地区における土地区画整理事業が現在進められております。今後、当該地区の農地の転用が多く見込まれる中、引き続き営農を希望される方につきましては、農業従事者への支援ということに、適切に対応していく必要があるものを感じております。</p> <p>またこの間、委員の皆様方からは、生産緑地地区の導入や面積要件の引き下げについても、貴重な御意見をいただきしております。特に、生産緑地地区の導入に関しましては、全国的にも先進的な取組であるということから、全国農業新聞、そして大阪農業時報などでも大きく取り上げられました。</p> <p>さらには、本日の案件にもなっております農地アンケートにつきましても、委員の皆様には戸別訪問をしていただくなど、御苦労をおかけいたしました。ありがとうございます。アンケートの結果につきましては、今後の農業施策にしっかりと活用してまいりたいと考えております。</p> <p>皆様におかれましては、今後も本町の農業振興に向けたさらなる御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、本日御参会の皆様の今後ますますの御活躍、御健勝、御多幸をお祈り申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日もどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。町長につきましては、他の公務の都合により、ここで退席とさせていただきます。</p>

町 長	それでは、どうぞよろしくお願ひします。
事務局	それでは会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いします。
議 長	<p>それでは、ただいまから始めます。</p> <p>議案に入る前に、委員の出席状況について報告いたします。</p> <p>委員14名中、出席委員14名、欠席委員はございません。よって、会議規則第7条の規定により、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。中村清司委員、藤原弘委員にお願いいたします。</p> <p>次に、本日、傍聴者はありますか。</p>
事務局	傍聴者が5名おられます。
議 長	委員会の傍聴の申出がございますが、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議がないようでございますので、傍聴を認め入室を許可いたします。 それでは、始めます。報告案件①から⑧までを一括して、事務局から説明願います。
事務局	<p>本日の報告案件は多数ございますが、新型コロナウイルス感染予防のため、会議時間短縮を目的として、概要のみの御説明とさせていただき、地区担当委員の皆様からの補足説明も省略させていただきます。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>本件は、広瀬2丁目の3筆の農地につきまして、昭和41年から宅地として使用されているため、事後的に転用の届出が提出されたものでございます。11ページの顛末書を添付していただいた上で、受理しております。</p> <p>続きまして、13ページをお開きください。</p> <p>本件は、賃貸借契約が結ばれていた桜井5丁目の1筆の農地につきまして、双方合意の上、契約を解除した旨の届出でございます。</p> <p>続きまして、21ページをお開きください。</p>

	<p>本件は、広瀬3丁目の1筆の農地について、譲渡した上で転用する旨の届出でございます。</p> <p>続きまして、32ページをお開きください。</p> <p>報告案件④から⑧までは、いずれも桜井2丁目の農地につきまして、共有者間で持分を譲渡した上で転用する旨の届出でございます。</p> <p>なお、各案件について、委員の皆様から事前の御質問等でございますが、御質問い合わせたのが、報告案件③です。24ページをお開きください。24ページでございますが、ちょっと地番を申し上げるのはできませんので、四角く囲われているところの真ん中辺り、ちょっとぼこっとへこんでいる部分がございますが、この部分はもともと宅地として登記されておりますので、農業委員会としては転用の届出等は受けておりませんが、開発の区域にはなっているということでございます。</p> <p>その他、御質問等はいただいておりません。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの御報告は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、報告案件として、①から⑧まで一括して説明があつたんですけども。報告事項①から④までですか。そこでまず区切って、何かありましたら。いずれも市街化区域での農地転用ということでございます。</p> <p>ございませんか。①から③までやね、とりあえず。④から⑧までが同じ案件になります。島本駅西側のほうになります。先に資料を見ていただいて、質問等々は指摘されていると思いますが。</p> <p>そしたら続きまして、④からあと残りの分。御質問がございましたら。ございませんか。</p> <p>それでは、特に質問がないようでございますので、報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、報告案件の⑨について、事務局からお願ひします。</p>
事務局	<p>では、議案書とは別で配付しております農地意向アンケート調査報告書の、1ページをお開きください。</p> <p>こちらは、令和元年11月から令和2年1月末までに実施いたしました農地意向アンケート調査でございます。当アンケートは、農家の方から所有農地の御意向などをお伺いし、今後の農業及び農地利用の参考にさせていただきたいと考えまして、島本町で農地を有しております162人の対象者に実施いたしまして、102の方から御回答（回答率63.0%）いただきました。</p> <p>アンケート集計結果については、以前の会議で御報告のほうさせていただきましたので、総括事項について御説明のほうさせていただきます。</p> <p>報告書の6ページをお開きください。最後のページをお開きください。</p>

	<p>このアンケート調査によりまして、数年後、多くの農地が耕作されなくなる可能性がありますが、農地の集約化及び新規就農者などについて肯定的に考えている意見も多いということが判明いたしました。そのため、大阪府みどり公社の農地中間管理事業などとのより一層の連携強化など、今回の調査結果を参考に、今後の本町農業行政に反映させていきたい旨を記載しております。</p> <p>以上が、アンケート結果の報告でございます。</p> <p>なお、当内容は今後ホームページなどにて公表することを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>アンケートを実施するに当たり、御協力いただいた委員の皆様、本当にありがとうございました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からアンケート結果について説明がございましたが、委員の皆さんから御意見、御質問等がございましたらお願ひいたします。若干、前回にも御報告をされておりますので、今日はまとめのほうを報告されました。</p> <p>島本町の農地面積というのは、50haをもう割ってるんですけれども。その中でもやはり、少ない農地の中でも後継者がおらんということで、今後農地を守るということについては、農業委員会として責任のある行動を取って守っていくということが大事じゃないかなと、私は痛感したところでございますけれども。</p> <p>ございませんか。</p> <p>それでは、皆さん方のほうから質問はないようでございますので、この件につきましても報告を受けたものといたします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議が終了しましたが、委員の皆さんから、その他御意見等ありましたらお願ひします。</p> <p>事務局のほうからありましたら、お願ひします。</p>
事務局	<p>事務局から3点、御連絡と御報告がございます。</p> <p>1点目は、農業委員の任命についてでございます。</p> <p>本年3月に委員の募集を行い、定数14名に対し、団体による推薦が12名、個人での応募が4名、計16名を受付いたしました。5月15日に島本町農業委員候補者選考委員会を開催し、14名を候補者として選考いたしました。その後、6月24日の町議会で同意を得られましたことから、来週7月20日付で町長が農業委員に任命いたします。同日の農業委員会で、会長及び職務代理の選出を行う予定です。</p> <p>なお、議案書につきましては、明日発送予定でございます。</p>

	<p>委員の交代に伴いまして、今回で退任される委員の皆様につきましては、農業委員章（バッジ）を後ほど御返却いただきます。引き続き委員に任命される方につきましては、バッジをお持ちかどうかの確認をさせていただきますので、確認が終わるまでおかけになってお待ちください。</p> <p>2点目は、前回の農業委員会で御質問いただきました、下限面積を超えている方がどれだけいらっしゃるかということについてでございます。</p> <p>共有名義の場合や、相続、転用の届出がされていないなどの事情により、正確な数の把握は困難でございますが、農地台帳システム上、20a以上 の農地を所有されている世帯が、96世帯となっております。</p> <p>3点目でございますが、お手元にお配りしております「島本町で営農を続けませんか」というチラシをご覧ください。</p> <p>こちらのチラシは、にぎわい創造課と都市計画課が合同で作成したもので、都市農業の支援策として、生産緑地地区制度と市民農園制度の2つを紹介しております。</p> <p>チラシは、JR島本駅西地区の土地区画整理事業が実施される区域の地権者に配付するほか、農業従事者支援のために活用してまいります。</p> <p>今後も、農地保全と農業従事者の支援に取り組んでまいりますので、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
議長	ただいま、事務局から3点の説明がありましたが、委員の皆さんから何か御質問等がありましたらお受けいたします。
委員	はい、■■■委員。
議長	今の「島本町で営農を続けませんか」と、こういうパンフレットを見て一つ気になったのは、個人的に農地を借り入れるのもありか、あるいは複数の人間が借入れ可なのか、その辺の規約とか、そういうあれはあるんですかね。
事務局	事務局お願いします。
	すみません、事務局のほうから。借入れということはちょっと、どういうふうに認識すれば良いのかあれなんですけども、今回チラシを作らせていただいた趣旨としましては、今、区画整理事業が行われております島本町西地区において、今後事業が進むに当たり、農地をこれまでと同様に残していくみたいという方に対して、ただ残したいけれども自分で営農するにはちょっと厳しいといったお声等々がございますので、そういった方向けに自ら営農をしなくても、例えばファミリー農園とかっていう農地を貸し

	<p>て皆さんに利用していただいて農地を残すというやり方であったりとか、生産緑地制度についての制度を皆様に分かりやすくお伝えをしていって、できるだけ農地を西側の地域であっても残していただける制度っていうのを御紹介していこうという趣旨で、このチラシを作らせていただきましたので。これに関しては、西地区だけではなく島本町全域でも、このチラシをせっかく作成したので活用はしていきたいな思いますけれども、まずはＪＲ西地区の地権者の皆様に、営農に当たってこういう制度がありますよという周知を兼ねて作らせていただいたチラシだというふうに認識していただいたらいいかなと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
委 員	<p>それに伴いまして、今ＪＲの西側で開発を進めている中で、第三小学校の横のところでファミリー農園を長年営んでいて、そこが開発するとなつてその方がしやべっていたのが、もうゼロになつてしまふ。その人らは、探しておられると思うんですけども、どの辺の位置でどんだけのものがあつて、その辺の情報を与えたつたほう。こういう制度があるのも、これからアピールしていって、町のほうがアピールしていって、その情報を受けはつた人が営農されたらいいんやけど、そういう情報とかを流せる機関、あるいはホームページとか見て、そういう形でとるような方法で進めていくんですかね。</p>
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>まず、ファミリー農園に関しては、この8月になるんですけども、8月の広報でちょうどファミリー農園の空き区画に関して、こここの区画が空いていますよといった広報を、8月号でさせていただこうと思っております。広報と併せてホームページのほうで、詳しく地図を載せさせていただいて、その区画については空いているので、そこを使いたいとおっしゃる方に関しては、町のほうまで郵送で応募してきてくださいというようなアナウンスをかけさせていただきますので、そういった形で今後もホームページだったり広報であつたり、ファミリー農園の区画等々の周知については、積極的にやっていきたいなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
委 員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	よろしいですか。ほかに何か、今に関連することありましたら。 はい、どうぞ。

委 員	制限される措置の中で、生産緑地制度の中で、土地を貸して借主のほうが建物を建てて、ビニールハウスや必要なものを建てるということは、土地の持ち主でなくとも貸し先が建てて許可を得れば、これが適用されるということによろしいでしょうか。
議 長	事務局お願ひします。
事務局	すみません、生産緑地のところのお話ですかね。
委 員	はい。
事務局	ちょっと要件、詳細をもう一度確認させていただきたいんですけども、仮に、例えば農業法人になりますとかそういったところに土地を貸して、そういったファミリー農園とかいう形で、なおかつそこの農業法人が、例えば農屋小屋とかそういう施設を建てられるケースが当然考えられると思いますので、そういったケースが当たるかなと思います。ただ、ちょっとと詳細、詳しいところについては、また法律等、次の農業委員会になるかも分かりませんけども、詳しく御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
議 長	<p>よろしいですか。私の知ってる範囲内では、今度法律が緩和されましたので、借りる人であっても下限面積以上の土地を借りて、当然農業員会で認めて農業者という扱いをされたら、その上で農業倉庫とかあるいは農業に関係する建物、最近では、その場所がどうしても農業に関するレストランとか、そういうものぐらいまでは緩和されてできるようになっているということは聞いております。あと、詳細については、また次回にも事務局から報告していただきます。ただ、そういう認定をされなあかんですよ。当然、貸主、借主の契約もそろうと。</p> <p>ほかに、ございませんでしょうか。いずれにいたしましても、市街化区域の中で農地を残そうとすれば、この都市近郊農家では農地として宅地並み課税がかかりますので、そうすると1反当たり、30a当たり何十万という税金がかかると。それで農業をしていても採算が合わんということで、農地転用されて建物に変わっていくというのが現実。それが国の政策やったんですけども、近年はやっぱり環境問題とか、あるいは多面的機能を持ってる農地を有効に避難等々のときに使うということを考えて、そこを緩和されまして。生産緑地という認定を受けたら、それは相続税あるいは都市計画税、固定資産税等については、かなり減税をされるということ</p>

であるから、それを利用して農地を保全してくださいよという制度なんですね。ただその間は、30年間その代わりにそれは農地としてやってくださいよと。ところがそれも、本人が今までやらなかつたらあかんかったんですよ、農地を。ところが今回の緩和で、それは先ほども説明があつたようにファミリー農園する人に貸して、あるいは他人に貸しても、それは農業をすることと認めるから、それは緩和する処置をしますよということで。島本町の場合は、この前議会のほうで通つて200m²というものが、その面積当たりやね、一つの団体で。今度は300m²ですか。それをこの前、町長のほうにお願いしたというところでございます。そういうところが、市街化区域の中では。

調整区域の場合は、当然そういう相続税あるいは固定資産税等々、当然都市計画税はかかりませんから安いんですけども。ただ、それはそれで、する人がいない。農地を守る人がいないというのが、先ほどのアンケートの結果なんですよ。ですから、島本町の50ha弱の農地を、これ今後とも環境等々もいるんで、多面的機能も必要なんで守るとすれば。かつ、調整区域の農地をどうして守るかということが、今後の課題ですよ。それは、もう1軒1軒農地所有者は持つていられないですわ、後継者がいないから。そうするとやっぱりファミリー農園をするとか、そういうことでみんな市民全体で支えて緑を守るという発想に変わらなければ、なんぼ言うても農地というものが守れない。というのが、都市近郊農家の独特的の特徴なんです。これが地方へ行くと、面積が1,000haも100haもの面積がありますから、それは農地で生活できる。やっぱり10ha以上、一人でやらんことには、今農地で所得が600万って出ないんですよ。そうするとね、島本町自体、これ生産性がとられへんし一人でやっていけない。だから、島本ではそれができるから、そうして地方はそういうやり方で集団的に集積をして、農地を集積して農業法人なんかが守っていくというやり方をやっておられます。その辺は今後、島本町とか。高槻市になつたらまた変わりますよ、面積が広いから。島本町独特のね、農地政策というものを考えていかなあかんと思っておるわけです。

ちょっと、最後の話の時間です。

ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

委 員

それに応じて、今、西側の開発で、一応営農される方に関して、その農業ローンを一応設定しとるんですよ。今はまだ仮の換地が決まってない状態ですので、意向調査をした上で、2年か3年か、いずれになるか分からへんけど、その人らに対して、仮換地が終わった時点で生産緑地の制度を申請したらしいのか、あるいは自分の土地が決まって、こんだけの土地が

	ありますと決まった時点で、要はその生産緑地制度に申請したらいいのか。その辺の時期的なものがちょっとあれば、教えてほしい。
議長	事務局、これはどうですか。
事務局	<p>生産緑地の申請については、登記が完了してなおかつ営農できる状況ということですので、仮換地よりもっと後の話になるんですけども、例えば今年、来年度ぐらいに、その仮換地の作業の中で生産緑地を検討しているという方がいらっしゃるのであれば、また個別にちょっと早めに御相談させていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	ちょっと先ほどの話で。細かい話で申し訳ないんやけど、農家レストランっていうのは、ここでレストランとして、農業で関係ないものまでレストランとして営業していいものかどうかっていうところなんんですけど。これはどういう意味なんですかね、農家レストランって。
議長	<p>農業新聞なんか見るとね、農業に関係する、例えばそこで採った野菜等々で料理をするといったものを食堂として、レストランとして扱ういうものは、そういう農地をその場所でしてもいいですよというように緩和されていますね。</p> <p>ほか、ございませんでしょうか。</p> <p>そしたら、特ないようでございますので、この議案は終了いたしまして、ここで議長を解任させていただきます。御協力ありがとうございました。</p> <p>なお、本日が今期の農業委員の皆様で開催する、最後の農業委員会となりました。ということで、私3年間、農業委員会の会長ということできさせていただきまして、御協力いただいたこと感謝したいと思います。</p> <p>なお、先ほどもちょっとお話しいたしましたけれども、島本町は都市近郊農家として独特のものを持っております。そして、開発がかなりのスピードで、市街化区域の中は非常に緑が減ってきたと。また、逆に調整区域はかなり緑が多くて、今度は家が少ないといったことで。これ都市計画法は、数十年前にできたものをもう見直す時期にきてるんだと思ってます。ですから、線一本でこっちから市街化区域、ここは市街化調整区域といつて差をつけるといったこの都市計画法自身が、もう変えなあかんというふ</p>

うに思ってますけれども。今のところは、その法律を守って農業委員会をやつていかんといけないですから、いかれませんけども。その辺を今後、緑を守る、農地を守るといったこと。そして、先ほどのアンケートの中でも後を守る人、後継者がいないと、担い手がいないといった問題を、どうしてみんなで支えていくかと。一つは先ほども言いましたように、ファミリー農園とかそういうふうにみんなでその土地を支えていくと、そして農地を残すという方法もございます。市街化区域の中では、生産緑地を御協力願ってやっていくことがあります。どちらもいろいろ、リスクはありますけどね。その辺を今後、よく皆さん方と検討していただいて、住民のためのバランスのとれた島本町をつくっていただくと。また、今大雨が降って災害が出ていますけども、そういうのにも強いまちづくりを考えていただくということが良いんじゃないかなと思いまして、最後の退任の御挨拶にさせていただきます。

3年間ありがとうございました。

事務局長

これまで、本委員会の円滑な運営に多大なる御支援と御協力を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

皆様におかれましては、今後とも島本町農業委員会及び本町の農業施策に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第19回島本町農業委員会を閉会いたします。

改めまして、3年間、誠にありがとうございました。

